

日本学術会議

第1部ニューズレター

第21期 第6号

- 巻頭言 第1部長 広渡 清吾…… 1
- 夏季部会報告 第1部幹事 木村 茂光…… 6
- 特集：人文・社会科学の振興とその取組について …… 7
- 人文・社会科学の振興のために 副会長 鈴木 興太郎
 人文・社会科学の取組
- | | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| (哲学委員会) | 野家 啓一 | (法学委員会) | 淡路 剛久 |
| (社会学委員会) | 今田 高俊 | (政治学委員会) | 小林 良彰 |
| (史学委員会) | 小谷 汪之 | (経営学委員会) | 白田 佳子 |
| (地域研究委員会) | 碓井 照子 | | |
- 第一部大型検討推進分科会について 副部長・委員長 小林 良彰… 17
- 第一部国際協力委員会について 委員長 小谷 汪之… 18
- 分野別委員会ニュース …… 19
- | | | | |
|------------|--------|----------|-------|
| (言語・文学委員会) | 庄垣内 正弘 | (法学委員会) | 淡路 剛久 |
| (哲学委員会) | 野家 啓一 | (経済学委員会) | 岩井 克人 |
| (地域研究委員会) | 油井 大三郎 | (経営学委員会) | 白田 佳子 |
- 各種委員会からの報告 …… 23
- | | |
|------------|--------------|
| (科学者委員会) | 辻村 みよ子、山本 真鳥 |
| (科学と社会委員会) | 木村 茂光 |
| (選考委員会) | 広渡 清吾 |
| (国際委員会) | 小谷 汪之 |
- コラム 丸井 浩、田口 紀子 …… 26

〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34

日本学術会議 第1部担当

TEL: 03-3403-5706 FAX: 03-3403-1640

E-mail: s251@scj.go.jp

Web サイト: <http://www.scj.go.jp/>

勸告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」について

第1部長 広渡 清吾

1. 「勸告」までの経緯

標記の勸告は、2010年8月25日に首相官邸において金澤会長から菅総理に手交された。日本学術会議の勸告は、第19期の大都市の地震災害対策に関する勸告（2005年4月）以来であり、5年ぶりのことである。2010年4月の総会は「日本の展望—学術からの提言2010」を採択した。今回の勸告は、いうまでもなくこの内容を踏まえたものであるが、ここに至るまではいささかの紆余曲折があった。

勸告案の作成は、もともと日本の展望・起草委員会の課題の1つと位置づけられ、当初の計画では「日本の展望」の主提言と同時に総会で採択する予定としていた。主提言本体の仕上げと勸告案作成の作業が重なり、かなりのハードスケジュールであったが総会に提案すべき勸告案は作成された。しかし、その内容について会長はじめとして作成責任者である私自身もなお十分に確信がもてず（重要性、リアリティー、インパクトの観点）、最終的には総会提案を避けて、検討の時間を確保し、新しい案を考えることとした。その際には、本体である「日本の展望—学術からの提言2010」の採択とあわせて勸告を決定すると、「日本の展望」本体の印象度が薄まるのではないかという危惧も判断材料の1つとなった。

総会終了後の再作業においては、勸告の「リアリティー」がキーポイントであった。勸告は、言い放しでいいわけがなく、相手が聞く耳をもつことが重要である。この点では事務局のアドバイスが有益であった。そこで、勸告は、政府が検討を予定している総合科学技術会議の改組問題にからめて、「日本の展望—学術からの提言2010」のメインテーマの1つである科学技術基本法の改正に切り込むことになった。

2. 因縁の科学技術基本法

何度も繰り返して指摘していることであるが、科学技術基本法は、原則として自然科学の振興を施策の対象とする法律である。さかのぼると、1956年に科学技術庁が設置されたとき、文部省との関係でその所管である「科学技術」は、「人文科学にのみに係わるもの」および「大学における研究に係わるもの」を除く、と規定された。科学技術の振興のために科学技術基本法を制定する政府の動きは、60年代からずっと続くのであるが、これに対して日本学術会議は人文・社会科学および基礎科学の重要性を踏まえた「科学研究基本法」の制定を主張してきた。確認できるかぎりでも同法の制定を要求する「勸告」は、60年代から70年代にかけて3回も行われている。

これらの攻防から時を経て、1995年に科学技術基本法が制定された。同法第1条には、「科学技術」のオリジナルな概念の通りに、「人文科学のみに係わるものを除く」という周知の規定が

置かれたのである。科学技術基本法の制定に際して、当時の日本学術会議は意見を聞かれているが、60年代から70年代にかけての路線を主張しなかったようである（時に利あらず、であったと思われる）。今回の「日本の展望—学術からの提言 2010」は、あらためて、まさに科学技術基本法のこのようなあり方がどのような問題に帰結しうるかについて様々な角度から批判的に言及するものとなった。

3. 今回の勧告

そこで今回の勧告である。勧告は、すでにご案内の通りに4項目からなり、その第1項は、次の通りである。

「法における『科学技術』の用語を『科学・技術』に改正し、政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するとともに、法第1条の『人文科学のみに係るものを除く。』という規定を削除して人文・社会科学を施策の対象とすることを明らかにし、もって人文・社会科学を含む『科学・技術』全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にすること。」
もはや多言を要しないが、この勧告が日本学術会議の長年の主張である「科学研
究基本法」の思想に淵源するものであることはいうまでもない。もちろん、勧告第1項は、かつての思想の単なる再生では決してない。ここで求められている学術と学術政策のあり方は、21世紀世界において学術が挑戦すべき人類的課題に照らして、必須のものとして位置づけられているのである。

勧告は、第1項の内容を敷衍する形で、「科学技術基本計画」を「科学・技術振興基本計画」とあらため、人文・社会科学、基礎科学、開発研究などを総合的に振興すること、またとくに、次世代研究者の育成および科学・技術の領域における男女共同参画の推進を図るべきことを要請する（第2項、第3項）。

さらに勧告は、日本学術会議の学術政策形成プロセスへの関与度を高めるために、「科学・技術振興基本計画」の策定に際して学術会議の意見を聴くべきことを要請している（第4項）。現行の科学技術基本法によれば、基本計画の策定にあたっては総合科学技術会議の「議を経なければならない」とされている（第9条3項）。総合科学技術会議は、経済財政諮問会議と同様に中央省庁改革に基づいて2001年から内閣府に設置された機関であり、現政権下で、経済財政諮問会議が国家戦略室にとって代わられたように、「科学・技術・イノベーション戦略本部」に改組されるのではないかと予想されている。

4. 「科学技術」、「科学・技術」そして「学術」

今回の勧告は、「科学技術」に代えて「科学・技術」の用語を採用することを要請した。「日本の展望—学術からの提言 2010」は、すべての学問分野を包摂する概念として「学術」を一貫して利用している。勧告の趣旨としては、「科学・技術」は「学術」と同義のものとして位置づけている。ではなぜ「学術」の用語を前面に押し出さなかったのかといえば、これも「リアリティー」の判断にかかわった。総合科学技術会議では、日本学術会議等からの指摘を踏まえて「科学技術」(science based technology)の用語を避けて、「科学・技術」(science and technology)を利用し始めている。他方で、「学術」の用語は、日本学術会議による明確な位置付けが示され始めたが、必ずしも一般的な支持を獲得しているわけではない。そこで、一歩前

進として「科学・技術」の用語法をまずしっかり確立することを目的とした。したがって、日本学術会議として「日本の展望－学術からの提言 2010」で明示的に基礎づけた「学術」の概念を今後一層普及すべきことがここには含意されている。

勧告第 1 項は上掲したが、参考のため勧告の全文を掲げておく。

勧告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」

政府は今般、内閣府に設置されている総合科学技術会議の在り方について改善方策の検討を開始したところである。これに際し、日本学術会議は、さきに政府に提出した「日本の展望－学術からの提言 2010」（平成 22 年 4 月 5 日 日本学術会議総会で採択。以下「日本の展望 2010」という。）を踏まえつつ、人文・社会科学を含む長期的かつ総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興を期して、総合科学技術会議の在り方の改善方策に係る具体的検討に寄与するため、この勧告を行うものである。

我が国の成長戦略の鍵を握るイノベーション政策は、単に科学・技術政策にとどまるものではなく、税制や雇用政策などを含んで広く社会経済的な政策として構想することが適当である。

これに対して科学・技術政策は、イノベーションの機会の創出につながる基礎科学を含む全体としての科学・技術研究の持続的振興を目指すべきものであり、そのため総合科学技術会議の在り方の再検討を機として、科学技術基本法（以下「法」という。）の見直しを行い、次の内容を盛り込むことを勧告する。

1. 法における『科学技術』の用語を『科学・技術』に改正し、政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するとともに、法第 1 条の『人文科学のみに係るものを除く。』という規定を削除して人文・社会科学を施策の対象とすることを明らかにし、もって人文・社会科学を含む『科学・技術』全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にすること。
2. 法において策定することとされている科学技術基本計画は、科学・技術研究の長期的かつ総合的な政策を確立し、科学・技術研究の持続的振興を図るべく「科学・技術振興基本計画」と改称すること。計画の対象となる事項については、従来に関連法規定（法第 9 条第 2 項第 1 号等）を改正して、「基礎科学の推進」、「人文・社会科学の推進」及び「開発研究等の推進」並びに「研究基盤の強化」を法に明記し、それぞれの課題を明確に位置付け、同時に科学・技術研究の統合的な発展を図ることとし、科学・技術研究の持続的振興のために長期的かつ総合的な政策を打ち出すべきこと。
3. 「科学・技術振興基本計画」の対象となる事項として、科学と技術の全領域にわたる「次世代研究者等の育成・確保」及び「男女共同参画の推進」が重要であり、これに関して長期的かつ総合的な施策を定めるべきことを法に明記し、同施策の強力かつ計画的な推進を図ること。
4. 「科学・技術振興基本計画」の策定に当たっては、あらかじめ、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（日本学術会議法第 2 条）である日本学術会議の意見を聴くものとする。

理 由

日本学術会議による提言「日本の展望 2010」は、人類文明と日本社会が直面する重要テーマを取り上げて検討した 10 の課題別提言並びに 31 の研究分野別の報告とそれを基にした人文・社会科学、生命科学及び理学・工学の 3 つの分野別の提言を踏まえて取りまとめたものであり、文字通り日本学術会議が学術の全分野を挙げて取り組んだ社会に対する長期的かつ総合的提言である。

「日本の展望 2010」は、21 世紀社会の人类的諸課題に立ち向かうために、学術研究の営みが自然科学諸分野と人文・社会科学の枠を超えた科学・技術の総合力の発揮を求められていること、また、現在世代のみならず将来世代との均衡も視野に入れた長期的な見通しの下で、かつ、応用的研究の推進方策と学術研究基盤・教育基盤の強化方策の適切なバランスの上に進められるべきことを明らかにした。

「日本の展望 2010」は、このような認識に立って、科学技術基本法の下に科学技術基本計画に基づいて進められてきた政策の成果を踏まえ、同時にその問題点を考慮しつつ、これからの我が国の科学・技術政策の立案に際して、計画の長期性（科学・技術の発展をより長期に見通す）、総合性（科学・技術研究の諸態様・諸段階を広く把握し、また、人文・社会科学と広汎な基礎科学を施策の対象として明確に包摂する）及び研究者コミュニティの深い検討による基礎付けを確保することが、21 世紀の我が国の科学・技術立国を成功させる要であることを提言した。本勧告の具体的項目は、以上のような「日本の展望 2010」の本旨を踏まえるものである。

以下、各項目について説明する。

1. について

我が国において従来用いられてきた「科学技術」は、国際的に用いられる「science and technology」（科学及び技術）に対応する意味ではなく、「science based technology」（科学に基礎付けられた技術）の意味で政策的に用いられる傾向が強く見られ、結果として、政策が出口志向の研究に偏るとの疑念を生んでいる。この疑念を取り払い、我が国の科学・技術政策を科学の全領域を見通した総合的なものとするために、「科学技術」の用語に替えて、「科学・技術」の用語を、法において明確に採用すべきである。このことは、総合科学技術会議においては理解が得られ、法文に係るもの以外については既に「科学・技術」の表記が用いられていることは高く評価するところである。

なお、日本学術会議において公式の表記としている「人文・社会科学」は、「人文学(humanities)及び社会科学(social sciences)」を含意する。人文・社会科学は、現行の科学技術基本法によれば、同法の施策の対象が「人文科学のみに係るものを除く。」（「人文科学」は、法解釈として人文・社会科学を意味する。）とされ（法第 1 条）、これまで、直接的には科学技術基本計画の対象とはされていなかった。我が国及び世界が直面する 21 世紀的諸課題に立ち向かうためには、科学・技術政策において人間社会に深く関わる総合性を確立することが必須であり、文理の連携・協働・統合の研究を推進し、同時にその基礎として人文・社会科学の持続的振興を確保しなければならない。この理由により、人文・社会科学を法による施策の対象として明確に位置

付けるべきである。

2. について

現行の科学技術基本計画は、「研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。）の推進に関する総合的な方針」を定めるものとされている（法第9条第2項第1号）。同計画は、このように「基礎研究」の推進方策も対象としているが、実際の運用においては、「研究開発」の語のニュアンスが示すように応用的色彩が中心となり、基礎研究の長期的、具体的施策は必ずしも明確とされていない。これを踏まえて、従来の上記規定等を改正し、「基礎科学の推進」、「人文・社会科学の推進」及び「開発研究等の推進」をそれぞれ独自の計画事項として明確に位置付け、同時にこれらの統合的な発展を目指すこととし、また、科学・技術研究の持続的振興のために、併せて「研究基盤の強化」を計画事項とし、もって科学・技術研究推進に関する長期的かつ総合的な方針の策定を図るべきである。なお、ここでいう「基礎科学」は、「基礎研究、応用研究を包含した、大学等における知的創造活動の総体」として明確に定義するものとする。

3. について

科学技術基本計画は、これまでも既に若手研究者等の育成・確保について、また、科学・技術研究の領域における男女共同参画の推進について政策を示し、それに応じて施策が実行されてきた。しかしながら、次世代の研究者等の育成問題は、施策の展開にもかかわらず、深刻さが一層増しており、科学・技術研究の持続的発展の基盤の確保が危ぶまれる状況が続いている。また、男女共同参画の推進は一定の成果を挙げつつあるが、先進諸国との比較においても、更に一層の政策的取組みが求められる。これらの課題は、科学・技術研究の持続的発展の人的基盤に係る最重要の課題であるので、計画事項として法に明記し、積極的に計画的な展開を図ることが必要である。

4. について

「科学・技術振興基本計画」について、科学者コミュニティによる専門的知見と見通しを反映した基礎付けが行われることは、新たな総合的 science・技術政策確立の一つの要諦である。日本学術会議は、我が国の科学者コミュニティの唯一の公的な代表であることから、「科学・技術振興基本計画」に対して意見を述べる責務を持つ。今回、日本学術会議が発出した「日本の展望 2010」は、人文・社会科学を含む全分野の横断的検討に基づいて、社会的課題と学術的展望を明らかにしたものであるが、今後も定期的に同様の作業に取り組み、新たな発信を行う方針であり、これは「科学・技術振興基本計画」を裏付ける役割を基本的に果たし得るものである。それゆえ、同計画の策定に当たっては、日本学術会議の意見を聴くものとし、総合的 science・技術政策の確立に対する日本学術会議の責務の達成と寄与を保障することが必要である。

2010年度第一部夏季部会開催報告

幹事 木村 茂光

2010年度第一部夏季部会（第11回第一部拡大役員会）は、東北大学大学院教授野家啓一
会員と同教授辻村みよ子会員の尽力と日本学術会議東北地区会議および東北大学の協力を得て、
7月24日（土）・25日（日）の両日、東北大学マルチメディア教育研究棟で開催された。

24日午後と25日午前の両日開催し、主に、

- 1) 人文・社会科学振興と今後の取り組みについて
- 2) 日本学術会議の機能強化について
- 3) 「日本の展望」の普及活動について

の3点について、議論を行った。

今回は昨年と異なり、合宿形式の宿泊形態をとることし、蔵王温泉「ラフォーレ蔵王 リゾ
ート&スパ」において夕食を兼ねた懇親会を行い、会員間の親睦を深めた。

また、25日の午後には、「市民公開シンポジウム「市民社会のなかの人文・社会科学－市民
との対話－PART II」」を下記の要領で開催し、東北大学の学生および市民の方々の参加を得て、
充実した討論を行うことができた。なお、このシンポジウムでは、東北大学総長井上明久氏に
開会挨拶を、東北大学大学院多元物質科学研究所教授・日本学術会議東北地区会議代表幹事の栗原
和枝会員に閉会のご挨拶をいただいた。

シンポジウム次第

開会挨拶 広渡清吾（日本学術会議第一部部長、専修大学法学部教授）
井上明久（東北大学総長）

講 演

司会 木村茂光（日本学術会議第一部幹事、東京学芸大学教育学部教授）

（1）「日本の方言とその将来」

木部 暢子（日本学術会議連携会員、人間文化研究機構国立国語研究所副所長）

（2）「都市平泉の遺産」

入間田宣夫（東北大学名誉教授、東北芸術工科大学教授）

（3）「共生社会をめざして－新しい公共性－」

今田 高俊（日本学術会議会員、東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）

（4）「貨幣・法・言語と「人間」－なぜ人文社会科学も「科学」であるのか－」

岩井克人（日本学術会議会員、国際基督教大学客員教授）

閉会挨拶 栗原 和枝（日本学術会議会員、日本学術会議東北地区会議代表幹事、
東北大学大学院多元物質科学研究所教授）

なお、今回のシンポジウムの内容は、『学術の動向』に掲載できるよう準備をしている。

特集：人文・社会科学の振興とその取組について

夏季部会と第158回総会の際の部会で、この課題について話し合いが行われました。今回これを特集としてとりあげるにあたり、鈴木先生に問題提起の文章を書いていただき、それに呼応する形で各分野別からの課題と提案を上げることといたしました。（編集子）

問題提起：人文・社会科学の振興のために

副会長 鈴木 興太郎

1. 日本学術会議は学術の全分野を包摂する3部構成を持ち、第1部（人文・社会科学）、第2部（生命科学）、第3部（理工学）の会員数は、ほぼ等しく定められています。このように、日本学術会議の内部でこそ人文・社会科学は生命科学、理工学と平等に処遇されていますが、この形式的な平等性は、日本学術会議の外部では必ずしも成立しないことは、否定できない事実です。例えば『科学技術基本法』では、固有な意味の人文・社会科学は、科学技術の枠外に放逐されています。これとは対照的に、日本の競争的な研究資金配分制度の典型例である文部科学省の科学研究費制度などでは、同一の仕組みが学術の全分野に対して無差別的に適用されています。とはいえ、典型的な人文・社会科学と典型的な生命科学、理工学では標準的な研究費のニーズに大きな規模格差があるため、科学研究費のカテゴリー区分が学術の全分野に様に適用されていることは、実質的にはかえってどの分野にとっても使い勝手が悪い制度となっている可能性に留意すべきだと思います。

人文・社会科学にとっては非常に重要な、文部科学省科学研究費の基盤研究(C)を例にとることにしましょう。人文・社会科学の多くの研究課題には十分な――場合によっては過大にさえ思われる――このカテゴリーの申請額の上限は、自然科学の一部の研究課題には過小であるといわれています。そのみならず、人文・社会科学の小規模な申請が数多く提出されて、自然科学分野への配分総額を圧迫する(!)ことに対して、自然科学者からあからさまな不満が唱えられることが、決して稀ではないのです。逆に人文・社会科学者の側からは、もっと小規模な助成でよいから、科学研究費による研究助成を受けるチャンスを高める措置こそ必要だという細々とした声が、自然科学者側の大声にもめげず、時折聞かれているのが現状です。この状況を私は《プロクルステスのベッド》と表現したことがあります。

この現状に鑑みると、科学研究費の配分ルールに対して、効率性と衡平性の両面から見て的確な制度を設計・提案することは、人文・社会科学の研究者がその研究環境の改善を推進するために重要な自助努力であるのみならず、学術の全分野に対して公共財的なサービスを提供することになると思います。第1部の会員の創造的なご提案を切望しています。

2. 競争的な研究計画を適切に評価して公共的な研究資金を配分するために、現行制度は申請された研究計画に対して、数値化可能な評価基準とピア・レビューを活用しています。限られた数の大規模優遇措置を巡って大学間で激しいコンテストが強いられる COE, GCOE の場合にも、当初の採択を巡る競争プロセスはいうまでもなく、5年間の助成期間中にも中間ヒアリングが実施されて、プログラム終了後にも事後評価が課されます。特別推進研究費や特定領域研究費のように、大型科学研究費による研究助成の場合も基本的に同様ですし、相対的に小規模な科学研究費の場合でも、数値指標とピア・レビュー制度が積極的に活用されていることはご承知の通りです。この制度は、研究計画を申請・推進する側にとっても、審査に協力するレフェリー側にとっても、重い負担を負わせていることは確かな事実です。それだけに、数値指標とピア・レビューを柱とする競争的な研究資金配分制度に対しては、申請側にも審査側にも疲労感が色濃く顕われていて、評価制度一般に対して激しい怨嗟の声が挙げられることさえ、稀ではない現状にあります。

かつてウインストン・チャーチルは、民主主義はテリブルな制度だが、史上に登場した代替的な諸制度と比較すれば、まだしもましな制度であるという警句を吐いたことがあります。競争的な研究費配分機構のなかで、数値指標に依拠するピア・レビュー制度に関して同様な論評ができるかどうか私には明らかではありません。とはいえ、現行制度に対する怨嗟の声を上げるだけで改善のための努力を怠るならば、人文・社会科学を――公然とではないまでも密かに――軽侮する空気を払拭することは、容易な業ではないということだけは確かです。特に、競争的な評価機構の意義に関して懐疑的であり、数値化可能な指標に基づく業績審査に対して舌鋒鋭い批判の声を挙げておられる方々には、自らの研究分野において的確に機能している代替的な研究評価と研究者の処遇方法を、積極的に説明・提言する責任があるというべきではないでしょうか。

第1部の会員諸氏に対しては、この主旨の説明と提言に対して、日本学術会議の対外的責務を果たす活動の一環として、ぜひとも貢献していただきたいと思います。具体的なお提案を切望します。

3. 近年、巨額な研究助成を少数の研究者・研究機関に選別的・集中的に配分して、先端的な研究を優遇的に振興する制度が導入されて、大きな波紋を広げています。しかも、《科学技術基本計画》や《成長戦略》の策定過程では、戦略的な政策課題を追求する《ミッション型》と称される研究と《ボトムアップ型》と称される自律的な研究を区別して、前者に対して優遇的に公的資金を配分する仕組みを設計しつつ、後者に対しては――基礎研究として持つその明白な重要性にも関わらず――相対的に低い優先度しか与えない傾向が顕著になりつつあります。さらに、所謂《ミッション型》の研究に対して優遇措置を適用する際には、政治主導の決定の仕組みが強調されて、研究者の累積的な経験と科学的な評価を活用する水路が必ずしも十分に活用されていないことも、我々の懸念を深める要因となっています。しかし、今回はこの最後の懸念には深入りするゆとりがありません。

このような巨額な研究助成は、もともと学術の全分野を対象とするものではありませんし、これほど巨額な研究助成による振興を必要とする人文・社会科学の学術プログラムは、私見によればむしろ稀です。ここで私が提起したい問題は、巨額助成のスキームのなかに人文・社会科学の研究も大々的に含めるべきだという要求では全くありません。人文・社会科学に

式が「アナログ評価」であるだけである。アナログ評価には、どうしても「主観的」という側面が纏わりつく。その弊を除くためには、各分野における「評価基準」を明示化することと、評価結果についての「説明責任」を明確化することが必要であろう。スローサイエンスにおけるアナログ評価の基準作りは、今後の第一部の課題として議論されてよい。

(3) 国際化支援

人文・社会科学は理工系と比べて国際化が著しく遅れていることが指摘されている。実際これは、タイムズ社による分野別の大学ランキングなどにも如実に表れている。わが国の人文・社会科学振興のためには、ガラパゴス化を避け、グローバル化を推し進めることが喫緊の課題であり、そのための支援策が検討されるべきである。具体的には、科学研究費補助金のなかに「外国語による出版助成」や特に若手研究者や大学院生に対する「国際学会における発表助成」などの枠が設けられることが望まれる。

.....

なぜ、文系の研究費申請は小口になるのか

社会学委員会 今田 高俊

鈴村副会長の「人文・社会科学の振興のために」の文中にある「人文・社会科学の小規模な申請が数多く提出されて、自然科学分野への配分総額を圧迫する(!) ことに対して、自然科学者からあからさまな不満が唱えられることが、決して稀ではない」という文章を読んで驚きました。人文・社会科学系の研究者は、自然科学系の研究者が巨大な研究費を使うので、自分たちには潤沢な研究費が回ってこないと考えているように思えるからです。互いに不満を抱きながらも、見解のすれ違いが起きているようです。

社会学に関して正確なデータは持ちあわせませんが、大がかりな全国レベルの社会調査をする際には、特別推進研究で数億円の申請をします。例えば、私がかつて係わった「社会階層と社会移動に関する全国調査」は社会学のなかで最も評価が定着した調査であり、かつ1955年から10年ごとに今日まで実施されてきました。この実証研究の申請は特別推進研究によっているはずですが、社会学のシンボリックな調査となっているため、また日本全国から数多くの研究者が関与して申請するため、不採択になることはまずない状況です。特に、最近はそうなっていると思います。下手に落とすと犯人捜しをされかねず、社会学の伝統的な実証研究の灯を絶やした人物としてスティグマを背負うことになりかねないため、評価者は甘い判定をする傾向が高まります。しかし多人数で応募するため、調査会社に支払う実査費用を差し引いた一人当たりの研究費は基盤研究(C)で応募した場合(例えば、3年間計200万円程度)より少ないわけです。このため、伝統のある、ないし通りそうな研究には分担者として加わっておいて、本人自身は基盤研究Cに例えば3年間計300万円で応募するというケースが少なくありません。さらに極端なケースでは、10件ほどの申請に分担者として加わっているケースも少なからずあると聞きおよんでいます。もっと極端だと、研究分野を同じくする仲間同士(10人程度)でグループを組んで、何人か(例えば3人)が比較的申請額が高い、例えば基盤研究(B)(1000万円程

度)を申請し、代表者以外の9人は分担者となると同時に、自分自身は少額の基盤研究(C)に応募するなどのケースもあるようです。私の身近な観察からの推論にすぎませんが、こうした構造が暗黙のうちに出来上がっているために、小口の申請が増えるのではないのでしょうか。分担者になれる申請数を制限しないことには、以上のような状況は改善されないと思います。

社会学では社会調査を実施する、あるいは研究仲間が形成されているケース以外は一人でじっくり研究したいと考えている研究者が多いと思います。こうした傾向は、文系に特徴的でしょうか。理系の場合も程度の差はあれ同じような傾向にあるのではないのでしょうか。とすれば、本人が分担者になれる数に制限を加えるしかないと思うのです。例えば、**分担者になれる申請数は2件に限る**というように。そうしたとしても文系で小口の研究費申請が多い場合、それは学問事情(じっくりと一人で研究する)に原因するもので、「良し」とすべきでしょう。理系の研究者にとって、それはゲリラ戦術と映るかもしれませんが、研究資金獲得競争は「闘い」でもあるわけですから、いろんな戦術があってしかるべきだと思います。

.....

史学委員会委員長 小谷 汪之

1 歴史学、考古学は極めて裾野の広い学問領域であるため、いわゆる研究者だけでは研究が成り立たず、史資料保存・公開、発掘資料の分類等、補助学的部分を担う人材が不可欠である。それには、学芸員、アーキヴィスト、考古調査員などが含まれる。しかし、現状では、これらの人びとのおかれた状況は劣悪であり、社会的認知度も低い。学芸員の場合には、一応の資格認定制度があるが、資格をとってもそれを生かせる職場は多くない。アーキヴィストの場合には、資格認定制度そのものが存在しない。近年、アーキヴィスト養成のコースを設置する大学が増えてきつつあるようだが、資格認定制度がないと卒業生の立場は不安定なものにならざるを得ない。考古調査員の場合は二つの資格認定団体が並存するという状況である。これらのことを考慮して、資格認定制度を確立するとともに、職場を確保し、これらの人びとがプロフェッショナルとして社会的に認知されるような措置を取ることが必要である。

2 日本における歴史/考古学研究の成果をいっそう広く海外に発信していくためのシステムを構築する必要がある。日本の歴史には、欧米産の概念や理論では説明しきれない部分が多く存在するため、英語などの外国語に翻訳することが難しい。このことが日本史研究の成果を海外に発信することを難しくする一要因となっている。このような状況を考えると、日本史の独自性を損なうことなく、しかし、日本語・日本史を知らない外国の人々にも理解可能なように翻訳するという困難な課題を解決するためのシステム作りが必要である。そのためには、日本史翻訳研究センターのようなものを設立して、翻訳技術を開発することが考えられる。

I. 科学研究費の配分ルールに対して、効率性と衡平性の両面から見て的確な制度を設計・提案することは、人文・社会科学の研究者がその研究環境の改善を推進するために重要な自助努力であるのみならず、学術の全分野に対して公共財的なサービスを提供することになると 思います。第1部の会員の創造的なご提案を切望しています。

上記下線部分について

科学研究費の配分ルールに関しては、人文社会科学もかなり細分化しておりますが、大分野として複合領域もあり、それなりに研究者の実態に即した合理的な分類であると思います。日本学術会議の3部制と30学術分野のみでは、地理学のように第1部と第3部に分割されてしまう文理融合分野では、活動においても不自由を感じております。

人文社会科学に多くの科研費配分を実現するためには、細分化が必要で、少額でも分野数が多いと申請がし易いという側面があります。また、科学研究費の配分ルールには、文理融合分野の独自性も尊重していただき、分野をあまり絞り込み単純化しない方が人文社会科学の実態に即していると思います。人文社会科学において少規模な学会が多い現実には、人文社会科学の多様性の実態を示しており、個人研究者の多い人文社会科学分野では、科学研究費の分野をあまり大括りにする必要はないと思います。

科学研究費の配分ルールにおきまして、一つの提案をいたします。

1. 科学研究費の分野は、日本学術会議のように学問分野を単純に30分野に分けるのではなく、分野横断的、境界領域の学問分野にも配慮し、できるだけ多くの分野を配分されるように分野数をできるだけ詳細にし、キーワードを充実させ、少額でも多数の採択数で科研費総額を実質的に増額させる。
2. 自然科学とは異なる採択基準を導入する。科学研究費のA, B, Cの区分のように研究金額による配分ルールではなく、基礎研究と応用研究などの研究の質による配分ルールが必要であると思います。基礎研究の場合は、5年～8年程度の長期低金額継続型(出版支援に重点を置く) 応用研究の場合は、3年～5年程度の現行のような方式

II. 特に、競争的な評価機構の意義に関して懐疑的であり、数値化可能な指標に基づく業績審査に対して舌鋒鋭い批判の声を挙げておられる方々には、自らの研究分野において的確に機能している代替的な研究評価と研究者の処遇方法を、積極的に説明・提言する責任があるというべきではないでしょうか。

第1部の会員諸氏に対しては、この主旨の説明と提言に対して、日本学術会議の対外的責務を果たす活動の一環として、ぜひとも貢献していただきたいと思っております。具体的にご提案を切望します。

人文社会科学では、個人研究も多く、研究成果を出すには最低5年から10年以上もかかる場合もあります。この研究の継続性は、人文社会科学の研究成果を、査読論文よりは書籍として出版する傾向にも表れております。

査読論文だけでなく、書籍出版に関する評価点を高め、社会への研究成果還元指標を導入すべきであると思います。これは、活字文化の活性化にもつながり、人文社会科学の活性化にもつながります。

Ⅲ. 第1部の会員諸氏には、それぞれの学術分野の特性を踏まえた具体的な提案を提出していただき、第1部として提案する制度的な選択肢を豊富化して下さることを切望しています。

鈴木先生のご指摘のように第1部にも多様な分野があり、特に地域研究分野は、エリアスタディ、文化人類学、地理学(人文地理・経済地理学)の3分野を中心に構成されております。これらの3分野に共通する点は、フィールド調査・野外調査(国外)を重視する点であり、特に旅費や野外調査関連の経費に相当の研究費を必要とします。また、地理学は、私のように情報分野(GIS)のものもあり、自然地理関係者もおります。設備費(コンピュータ関連)も必要とします。しかし、自然科学のように億単位の巨額な設備投資が必要なわけではありません。

地域研究分野では、海外渡航費や滞在費、現地での研究補佐員のアルバイト費用などが必要になり、人文社会科学の中では必要とする研究費は平均的に高いのではないかと思います。

従って制度設計を考えられる場合には、人文科学、社会科学、フィールド科学の特性を踏まえた制度設計が必要で、人文科学は、長期低金額型 社会科学およびフィールド科学は、3から5年程度の現行の科研費Bを充実させる必要があるのではないのでしょうか。

.....

法学委員会委員長 淡路 剛久

1 法学委員会で議論する機会は、これまでもつことができませんでした。鈴木先生から提起されている課題については、法学分野の研究者は(おそらく、人文社会科学領域の研究者も)、多かれ少なかれ類似の意見あるいは感想をもっているのではないかと推測していますが、下記はあくまで私だけの意見ないし感想です。

2 法学領域でも、COE 其後の GCOE の研究計画を採択され、遂行している大型のプロジェクトがあります(私もその一つに参加しています)。そこでの研究活動は、たしかに、積極的であり、かつ野心的であると思えます。複合領域など既存の学問分野における研究の多層化だけでなく、統合領域や新領域への研究領域の拡大や深化などの成果がみられます。グローバルな研究交流が行われ、研究成果の公刊も着実に進んでいるように思います。その意味では、社会科学部門へ大型研究費を投入している目的の一部は果たしていると思います。選択と集中による新たな大型研究の開発と促進、新たな拠点づくりのための研究費の効率的投入という視点からは、このような科学・技術政策ないし学術政策は必要とされるかもしれません。もっとも、新たな拠点づくりという点から見ると、サステナブルか、という心配が出てきます。助成期間が終

ネット利用が可能なデータベースの構築の実現可能性を吟味する。さらに、国際比較に関して今後必要な部門・項目のリストアップをする。適宜、大学・研究機関等に対して、データベースの構築への協力を要請し、科学研究費による作成データの利用可能性を検討の上、特に、科学研究費等の公費を活用して入手した国際比較データの提供に関しては、積極的に提供を依頼する。データベースの利用は、各大学・研究所、シンクタンク、有識者、大学院生の利用を中心として、広く開放することとしたい。さらに、情報入手を容易にするための対外発信可能な形の英文資料の整備についても併せて検討し、諸外国の中で同じような考え方で比較制度のデータベースを保有する研究機関があれば、その機関との具体的連携を検討する。

政治学分野における第二の取り組みとして、研究者以外の支店を加えた評価システムを構築するために、ネットワーク型シンクタンクに基づく社会との連携を提案したい。政治が「価値の権威的配分」である以上、公共政策も一定方向に偏した価値やアイデアに基づく実質的論理を血肉化している。政治的な決定や実践の背後に展開する個人や集団のパワー・ポジションや諸勢力の権力的思惑に意を払うことが重要であり、政治学者には、こうした「権力と影響力」についてのリアルな認識の上に、地域社会や地域行政機関との協働に積極的にコミットし、自らの教育研究活動を地域の利害関係者に還元することが求められる。そのためには、産官学民の各セクターが、各々に固有の役割を果たしつつも公共問題の「解決」に協働して当たり、ガバナンスの一翼を担うこと、また、公共的資質の涵養を人材養成の最重要目的の一つに掲げ、実施することが強く求められる。各セクターでのこうした努力を支援し指導すること、そのための機関を設置・運営することに協力することもまた、政治学の研究教育に従事する者に要請される重要な役割であると考えられる。



経営学委員会委員長 白田 佳子

1. 人文・社会科学の位置付け

そもそも人文・社会科学は、生命科学、理工学とは一線を画すものなのかとの疑問を持ち続けています。例えば、生命科学分野はデータに依拠した解析だけで生命の神秘を紐解くことができるのだろうかと思うことがあります。胃潰瘍になる原因の多くがストレスと言われている以上、心理学と生命科学の間には密接な関連性があり、心理学との共同研究によって実験だけでは解決することができないさまざまな生命に関わる謎を解き明かすことが可能となるのではないかと考えます。同様に小職が専門とする経営学は、企業という Entity のみを対象としているのではなく、社会のさまざまな活動における組織の管理を対象としています。よってその適用範囲は生命科学や理工学にも及びます。当然に生命科学や理工学のプロジェクトの管理などにおいても経営学の理論や手法が用いられることは多々あります。つまり生命科学や理工学同様、人文・社会科学も人類の発展のために（科学の発展の為に）必要不可欠なものであると言えます。

一方で、経営の理論を科学的に検証する為には、統計学や情報技術など理工系の手法は欠かせないものとなっています。つまり人文・社会科学がその範囲にとどまるのではなく、理工学

第 1 部大型計画検討推進分科会

委員長 小林 良彰

平成 22 年 3 月 17 日に、学術の大型研究計画検討分科会より発出された提言「学術の大型施設計画・大規模研究計画－企画・推進策の在り方とマスタープラン策定について－」中の大型研究計画マスタープランの改定にあたり、1 部での対応についてこれまでの経緯を以下にまとめることにしたい。

まず、上記提言によって示されたマスタープランは、1 年ごとに小幅改定、3 年毎に状況変化を勘案して改訂作業が行われる予定であり、1 部における大型計画検討推進分科会が平成 22 年 4 月 22 日に設置され、改訂に際して 1 部でのできるだけ広い領域を包括する新しい計画の構想と推進方策を図ることになった。

さらに、平成 22 年 7 月の夏季部会において、マスタープラン改訂に際しては、できるだけ事前に上記分科会に申請案を提出してもらい、申請案同士の統合・連携をはかる旨を報告した。

また、平成 22 年 9 月の第 1 部大型研究計画推進分科会で、マスタープラン改訂に際して、できるだけ 11 月 18 日までに同分科会に申請案を提出してもらい、申請案同士の統合・連携・推進をはかる旨を確認し、同日の 1 部拡大役員会で報告して承認された。

そして、平成 22 年 11 月の第 1 部大型研究計画推進分科会で、事前に同分科会に提出された申請案二件について協議し、二件共に 1 部として推薦する旨を決定し、同日の 1 部拡大役員会で報告して承認された。当該二件の申請案は下記の通りである（順不同）。

- 1：「社会科学統合データベース・ソリューション網の形成」
- 2：「心の先端研究のための連携拠点」

今後、平成 22 年 12 月締切の申請を経て、科学者委員会学術の大型研究計画検討分科会（岩澤康裕委員長）でマスタープラン改訂について検討される予定である。

第一部国際協力分科会について

委員長 小谷 汪之

分科会設置後、第1回分科会（平成22年5月17日）、第2回（同6月25日）、第3回（同11月8日）と3回の分科会が開催され、以下の件が議された。

1 国際社会科学協議会（ISSC）との今後の関係について

ISSC 副会長の児玉克哉・三重大学教授に特任連携会員になってもらい、今後 ISSC の問題を本分科会で管掌することになった。当面、本年12月13-14日に名古屋で開催される ISSC 主催のシンポジウムに小谷、山本両委員が参加することに決定した。

2 アジア社会科学協議会連盟（AASSREC）について

2011年10月に開催予定の AASSREC 第19回大会に提出する country paper 作成の手続きについて議し、2011年6月18日に準備シンポジウムを日本学術会議で開催することに決定した。

3 国際社会科学団体連盟（IFSSO）について

IFSSO が小松照幸会長、カストロ事務局長（フィリッピン大学）のもと、組織強化に取り組んでいることが報告され、それを注視することになった。

4 アジア学術会議について

白田佳子委員から経営学に関わる新しい提案をしたい旨の申し出があり、今後更に協議することになった。

分野別委員会ニュース

言語・文学委員会委員長 庄垣内 正弘

去る9月19日に日本言語系学会連合との共催で開催されたシンポジウム「日本語の将来」は会場となった学術会議講堂の入場定員を上回る応募者を得、成功裡に終えることができた。「日本語の将来」は本委員会が主要課題として掲げるもので、その後も引き続き議論されている。12月3日には「科学と日本語」分科会でこの課題と関連づけて吉田和彦連携会員が「日本語の文字体系の将来について」を報告した。

また、昨年『日本の展望—学術からの提言 2010』に言語・文学分野からは「人間の営みと言語・文学研究の役割」を提出した。そこでは言語・文学、あるいは人文学研究の現状と将来について議論されたが、その議論の一部は「大学教育の分野別質保証」の課題に引き継がれた。「大学教育の分野別質保証の在り方」検討委員会からこの「質保証」のための「教育課程編成上の参照基準」を言語・文学を対象として策定するか否かの打診を受け、本委員会は言語・文学が策定の対象分野と成ることに同意し、「参照基準」策定のために4名からなるワーキンググループを立ち上げて議論を重ねた。その結果、主要方針が決定し、正式に分科会を発足させることとなった。18名のメンバーからなるこの分科会では言語・文学分野の学問の根本と将来における在り方について深く議論し、その上で「参照基準」を策定する予定である。第1回目の会合は12月27日に開催される。

哲学委員会委員長 野家 啓一

哲学委員会では11月28日(日)13時から17時まで、日本学術会議講堂において公開シンポジウム「哲学・倫理・宗教教育はなぜ必要か—初等・中等教育における哲学・倫理・宗教教育の意義と可能性」を、日本哲学系諸学会連合および日本宗教研究諸学会連合との共催のもと開催いたしました。概要は以下の通りです。

[報告]

- ・ 桑原直己(筑波大学教授)「初等・中等教育現場における倫理・道徳教育の現状と課題」
- ・ 下田正弘(東京大学教授)「倫理教育と宗教」
- ・ 直江清隆(東北大学准教授)「市民形成の基礎としての哲学教育に向けて」
- ・ 山中 弘(筑波大学教授・連携会員)「日本の宗教教育をめぐる論点と課題」

[コメント]

- ・ 佐藤 学（東京大学教授・会員）

[司会]

- ・ 気多雅子（京都大学教授・連携会員）
- ・ 宮家 準（慶応大学名誉教授・連携会員）

地域研究委員会委員長 油井 大三郎

10月の総会以降の地域研究委員会では、第一に、『日本の展望—地域研究からの提言—』の普及活動に力を入れているが、11月8日に開催された地域研究関連の研究所・研究科などの連合体である地域研究コンソーシアムの年次大会で『日本の展望』文書をめぐる公開シンポジウムが上智大学で開催された。油井が基調報告を行った後、中村安秀氏（大阪大学）が途上国への医療支援の体験に基づいて地域研究と社会連携について、柴山守氏（京都大学）が地域情報データベース構築に関わる大型プロジェクトのあり方について、林行夫氏（京都大学）が地域研究の方法について報告を行った。その後、地域研究コンソーシアム会長の宮崎恒二氏（東外大）、地域研究学会連絡協議会事務局長の吉村真子氏（法政大学）、浅見泰司氏（東京大学）がコメントを行い、今後の学術や地域研究について有益な討議が行われた。なかでも、大型研究プロジェクトのあり方やアジア諸国の経済成長が急進展する中で日本の地域研究の独自性はどうか確保されるのか、などが問題となった。

第二には、多文化共生分科会や大阪大学や慶応大学のグローバルCOEプログラムが共催する形で10月30日に慶応大学で公開シンポジウム「教育のなかの多文化共生」が開催され、日本に滞在する外国籍児童の教育の現状と改善策が討議された。第三には、史学委員会や心理・教育学委員会と共同設置している高校の地理・歴史教育分科会では、10月31日に東京大学で分科会を開催し、現状の地歴教科の枠組み内での改革案と地理基礎・歴史基礎という新しい科目の設定案を基本とする提言を21期中にとりまとめる方向で執筆分担を決定した。

法学委員会委員長 淡路 剛久

今回は、これまで報告され、前総会でも報告があった「大学教育の分野別質保証の在り方についての検討」に関する法学委員会の取り組みについて、ご報告いたします。

- 一 前記、「分野別質保証の在り方」（「参照基準」の策定）に対する第一部の取り組みとして、法学委員会が第一期の検討に加わるよう、広渡第一部長から要請がありました。
- 二 10月4日の総会時に開催した法学委員会、およびその後の持ち回り会議で、法学委員会として、「参照基準」策定の取り組みに加わることを決めました。もっとも、この分科会は、法学委員会の中に設置されるのではなく、「質保証の在り方検討委員会」の分科会として設

置されます。法学委員会としては、そこにメンバーを推薦し、必要に応じて、「法学系参照基準」（仮称）と協議する形になるのではないかと、思っています。なお、この分科会が報告を出す期限は、21 期末までとは限定されません。

三 「法学系参照基準」の策定のために設置する分科会の委員の候補者について

以下は、議事録からの抜粋です。「以下を基本的な考え方として、委員候補者をリストアップすることとされた。①法学委員会に所属する委員で、次期も会員・連携会員の任期が継続する委員は基本的に参加いただく。ただし学内の役職就任等に伴う繁忙は考慮する必要がある。②淡路委員長と第一部部長の広渡委員は、新たに設置される分科会と、分野別委員会並びに第一部との連絡の必要上参加する。（来年10月以降は新しい委員長、部長に参加いただくことを想定）。③現在の課題別委員会に、法学分野から委員として参加している浦川道太郎連携会員と、河合幹雄特任連携会員にも参加いただく。④分野・領域と大学の多様性という観点も踏まえて委員を構成する必要がある。法学委員会には行政法を専門とする委員がいないので、滝澤正連携会員に参加いただくこととしたい。⑤上記を踏まえて、以下の委員を候補者とすることとされたが、大学の多様性という観点からは、委員のさらなる追加を検討する必要性も表明された。

なお事務局から、課題別委員会より、法学以外の分野の委員若干名（1～2名）が分科会に参加する意向が示される可能性があることについて説明があった。

（法学委員会から）

- ・ 吾郷真一委員
- ・ 井田良委員
- ・ 広渡清吾委員
- ・ 浅倉むつ子委員
- ・ 井上達夫委員
- ・ 寺田博明委員
- ・ 淡路剛久委員長
- ・ 河野正憲委員
- ・ 池田真朗副委員長
- ・ 辻村みよ子委員
- ・ 磯村保委員
- ・ 長谷部恭男委員

（大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会から）

- ・ 浦川道太郎委員
- ・ 河合幹生委員

（行政法分野から）

- ・ 滝澤正連携会員

四 今後の進め方について

事務局からは、正式手続きを経て、分科会の設置について了承が得られた後には、年内中に第1回目の会議開催が望まれることについて説明がありました。また、広渡委員（法学系大学院分科会委員長）から、来年3月（16・17・18日の何れかの午後に開催予定）に法学系大学院分科会のシンポジウムを開催する際に、あわせて法学委員会と、課題別委員会の下に設置される参照基準策定のための分科会との合同の会議を午前中に開催し、両者の連携を確保する場とする提案が行われました。

五 法学委員会合同分科会の開催を3月16日の午前に予定しています。



経営学委員会委員長 白田 佳子


経営学委員会では、平成 22 年 3 月 25 日、設置期間を平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする常設の分科会「経営学教育の在り方検討分科会」が活動中です。

平成 22 年 6 月 1 日の第一回分科会、平成 22 年 8 月 20 日の第二回分科会に続き、平成 22 年 10 月 24 日には、第三回目の分科会が開催されました。

同分科会では、(1) 経営学に関する教育課程編成上の参照基準、(2) 経営学教育と中等教育の連携の可能性の検討、(3) 経営学教育についての一般社会人の理解と期待の検討、(4) 狭義の経営学、会計学、商学、経営情報学教育の役割と相互関係などについて検討が行われています。また、同分科会では人文・社会科学系のみならず、理工系特任連携会員 2 名を加え、社会で即戦力となり得る人材育成を目指し、広い意味での経営学教育（文理融合型人材の育成）の在り方を議論しています。

なお、平成 22 年 11 月 21 日には、61 の経営・会計・商学分野の学会が加盟する経営学関連学会協議会の主催により「経営学教育の質保証」と題した公開のワークショップを開催します。また当日は、「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」委員長を務められている北原和夫先生に基調講演をお願いしており、さらには、パネル・ディスカッションにもご参加戴き議論を展開する予定です。

なお、平成 23 年 2 月 19 日には日本学術会議講堂において同分科会が主催する「経営学教育の在り方」についてのシンポジウムを開催予定です。



各種委員会からの報告

■科学者委員会

副委員長 辻村 みよ子、幹事 山本 真鳥

第 21 期の科学者委員会では、広報分科会、男女共同参画分科会、学術体制分科会、学協会の機能強化方策検討等分科会に加えて、学術誌問題検討分科会、学術の大型研究計画検討分科会、知的財産検討分科会、学術統計検討分科会が新設され、8 分科会体制となっています。

これらのうち科学者委員会では、学術協力団体の審査・承認手続きに追われつつ科学者コミュニティとの連携を強化する方策を検討していますが、最近では、JST・日本学術協力財団と連携して従来の『学会年鑑』を WEB 化する計画を進めています。学術協力団体へのアンケート等を経て、2011 年春にはスタートできる見込みです。

広報分科会では、『学術の動向』編集のほか、有益な広報手段についても検討中です。

男女共同参画分科会では、先般実施した全大学対象のアンケート調査の結果をふまえて議論するため、2011 年 3 月 2 日に「学術における男女共同参画推進の加速化に向けて」という公開講演会を開催すべく準備中です。

(文責 辻村みよ子)

学術の大型研究計画検討分科会は、先般提言として「学術の大型施設計画・大規模研究計画—企画・推進策の在り方とマスタープラン策定について—」を提出しました。この改訂作業を、2011 年 9 月終了を目標として行う計画です。

学術誌問題検討分科会では、日本全国の研究機関が抱えている学術誌の購入の問題、また学会や研究機関等が抱える学術誌発行・普及に関する問題を検討し、そのために、「包括的学術誌コンソーシアム」の立ち上げを 8 月に提言しました。現在はコンソーシアムの実現に向けて関係諸機関、学術協力団体等との話し合いを重ねているところです。

■科学と社会委員会

木村 茂光

科学と社会委員会は、以前からの議論してきた「知の航海」（従前の「知のタペストリー」を改称）シリーズの刊行に向けて、岩波書店編集部との協議を続けている。現在、約 10 点ほどの企画案が出され、その刊行のための準備を進めている。

また、活字文化推進会議との共催企画として、講演会ないし座談会の可能性を検討するため

に、各部会より企画検討の素材を提供することになった。第1部からは3本の企画案を提案した。

この委員会のもとにある科学力増進分科会は、「文部科学省情報ひろばサイエンスカフェ」を毎月1回行ってきているが、今年度第3回のサイエンスカフェでは、お茶の水女子大学大学院教授の内田伸子会員に「女性と男性の会話—会話は“性差別を再生産する装置”か？」という題名で報告をしていただいた。

また、この分科会が、(独)科学技術振興機構と共催で毎年行ってきている「サイエンスアゴラ」を、今年は11月19日から11月21日の3日間、国際研究交流大学村において開催した。そして、分科会の担当として、京都大学大学院教授鈴木晶子会員を中心にシンポジウム「科学を文化に、文化を科学に」を開催した。

■選考委員会

広渡 清吾

第22期に向けての会員・連携会員の選考手続きが始まります。

重要なことは、会員候補者、連携会員候補者の推薦を忘れずに行うことです。推薦の手順については、選考委員会から詳しい文書が各会員に送付されますので、それを参照して下さい。今回の推薦手続きで改善された点は以下の通りです。

1. 会員候補者、連携会員候補者を同時に推薦することができます。前回までは時期的に二段階に分けて行いました。
2. 推薦できる候補者数の扱いが柔軟になりました。会員候補者および連携会員候補者をあわせて5人まで推薦でき、このうち2人まで会員候補者を推薦できます。5人全部を連携会員候補者とすることもできます。
3. 推薦に際して、自分以外に推薦者1名を確保する必要がなくなります。
4. 推薦書に自署による署名をする必要がなくなり、推薦書類をすべてメールで送付できることとなります。
5. 推薦する対象者について次の改善が行われます。
 - ・来年9月末で任期が終わる現会員および現連携会員は個別の推薦を経ずに連携会員候補者として選考の対象となります。
 - ・来年9月末で任期が終わる上記の現連携会員および継続の連携会員は、個別の推薦を経ずに会員候補者として選考の対象となります。
 - ・これらの個別の推薦を経ずに会員候補者、連携会員候補者として選考の対象になる者に対しては事務局から「就任意思」の確認が行われますのでご注意ください。

選考委員会から文書「日本学術会議会員候補者及び連携会員候補者の推薦について」が送達されたらそれをよく読んだ上で、具体的な推薦作業(候補者を選定し、「推薦書」に候補者自身によって候補者情報を記入してもらい、推薦者が推薦の理由等を記入する。「推薦書」は学

術会議のHPからダウンロードする)を1月末までに終了し、2月1-5日の間に選考委員会事務局からの指示メールにしたがって通信サービスを利用して推薦書を送信することとされています。候補者推薦に積極的に取り組んでいただけるようお願いいたします。

■国際委員会

小谷 汪之

国際委員会で、第一部関係の以下の5団体が新規加盟有資格と認定されたが、概算要求段階で今年度は計上を見送ることになった。

国際社会科学評議会 (International Social Science Council)

国際哲学会連合 (Federation Internationale des Societes de Philosophie)

国際宗教学・宗教史会議 (International Association for the History of Religion)

国際美術史学会 (Comité International d' Histoire de l' Art)

国際人類民族学連合 (International Union of Anthropological and Ethnological Sciences)

来年度以降も、概算要求に計上するよう要求することになる。

なお、既加盟の団体(45団体)に対して、今後も加盟継続を希望するかどうか調査しようという意見も出されている。



逆カルチャーショック

丸井 浩

1984年1月から2年間、文部省アジア諸国等派遣留学生として西インドのプーナ（現在はブネー）でインド哲学の勉強をした。渡航前に先輩たちからインドで暮らすには、どんなことを心得て（覚悟して）おこななければならないか等々、沢山のアドバイスをもらい、それなりの心構えをもってインドに行ったこともあるのだろう。思ったほどカルチャーショックを受けなかった。むしろ86年1月に日本に戻ってきた時に大きな衝撃を受けてしまった。帰国して強烈に感じたことは、なんて賑わいのない町なんだろう、なんて会話が少ないところなんだろう、という思い。2年間の留學生活の間に私自身がかなり「インド化」してしまっただことは確かである。路上で暮らす人々のギロギロとした視線を感じながら街を歩き、赤信号で止まっているのにクラクションを鳴らして少しでも前に詰めようとするリキシャーがひしめく喧騒の空間に、何の違和感も覚えなくなってしまった人間にとって、アスファルトの道路を歩く人も少なく、聞こえるのは自動車音だけという街並みは、まるでデッドタウンのように映った。列車で旅すれば見知らぬ人と話をするのは当たり前で、買い物では言い値をどこまでまけさせるか、その駆け引きの会話自体が買い物の楽しみの一つだった。日本では電車で見知らぬ人に声をかけると怪しまれかねないし、デパートで値切れれば軽蔑されそう。私はインド礼賛派ではないし、何よりも自虐的な日本批判は大嫌いだ。でももうちょっと伸び伸びと人々が触れ合う雰囲気であって欲しいと思うことは今でもよくある。

ただし時に見知らぬ人との嬉しい出会いが、都会暮らしの中でふと訪れることもある。ある時、常磐線で私のとなり座った女性が、不安そうな顔で「亀有に止まりますか？」と尋ねるので、「はい止まりますよ」と答えたが、その後もよしなしごとの会話が続き、仕舞には娘さんが産気づいたので慌てて福島から上京したのだということが分かって、「それはご心配ですね」と返した。女性は降りる際に「どうもありがとう。今朝畑からとってきたばかりです。」（「ふくすま」訛りだったが）と言って、やおら手荷物からニンジン二本取り出して私にくれた。もう何年も前のことだが、今でもその時のことを思い出すと、なんだかほのぼのとした気持ちになる。

インド留学から帰国して25年近くになるが、この間、暮らしはますます便利になったのだろうけれども、見知らぬ人との会話はさらに少なくなったように思う。見知らぬ人どころか、職場仲間であっても、さっき会ったばかりなのに、その時には声を交わさなかった人から電子メールでメッセージが届くことも珍しくなくなった。コンピュータは確実に人と人との対面コミュニケーションを奪っている。相手の顔色を窺いながら話をすすめる文化は消えていくのだろうか。

子供の時、母親と買い物などに出かけるとよく話しかけた。相当おしゃべりだったのだと思う。「うるさい子だねえ」と叱られたこともある。インド留学で私が変わったのではなく、昔の自分を取り戻すきっかけになったのかもしれない。



「今晚お魚でいい？」

田口 紀子

学生の使う言葉が気になるようになったのは、こちらがそのような年齢になってきたからだろうか。最近の例をあげると、授業で報告する学生が「…について軽く説明します。」と言うのに違和感を覚えた。私の感覚では、「軽くふれる」はまだ許容範囲だが「軽く説明する」はぞんざいな印象を与える。学生に頼まれて学会発表原稿に目を通したときも、「難しい」の意味で「厳しい」（「ある作家が作品中でこれこれの設定をするのは厳しいと思ったのか…」のように）が使っていたのには驚いた。これなどは若者言葉の拡大使用と思われる。以前聞いた話だが、ある大学の卒論に「…は、いまいちである」とあったそうだ。

むろん言葉というものは絶えず自ずから変化するもので、その変化を妨げたり、ある方向に無理に誘導したりすることはできない。しかし、公の場での口頭発表や意見表明に用いるスタイルと、親密な関係で個人的に用いる言語の間の区別が曖昧になってきていることは事実であり、この現象は現在の日本における「公共の文化」の衰退を反映しているように思われる。

この9月に日本学術会議主催で開催された公開講演会「日本語の将来」において、金水敏連携会員が、人間が生まれて最初に獲得する「子供の言語」、地域社会に同化していく過程の中で身につける「地域の言語」、知的な営為を担う「広域言語」の区別（金水氏はそのさらに外側に「グローバルな言語」を設定されている）について論じた。「子供の言語」と「地域の言語」は話し言葉によって主に担われるものであるのに対して、「広域言語」は書記言語を中核にしているという。この区分に従えば、先に挙げた言葉遣いの変化は、「広域言語」が皮膚感覚的話し言葉に浸食されている現象と考えることができるだろう。

翻って昨今議論をよんでいる小学校での英語教育を考えると、小学校で学ぶ英語が「子供の英語」の域を出ないものであることは明らかである。同じ講演会で鳥飼玖美子連携会員から紹介されたエピソードによれば、家庭でも英語を話そうと、お母さんが「今晚お魚でいい？」と言うかわりに“Tonight, fish, ok?”と子供に言い始めているという。「英語が使える日本人」は、海外でどのような英語を話すようになるのだろうか。

